

平成29年度定期総会 総会議案書



日時 : 平成29年4月2日(日) 午前10:00～

場所 : 釜蓋公民館2階大集会室 TEL:503-0022

釜蓋区

総会次第

- 1 開会の辞
- 2 国歌斉唱
- 3 資格審査報告
- 4 区長挨拶
- * お祝メッセージ披露
- 5 議長選出
- 6 書記及び署名人の任命
- 7 議事
 - ① 平成28年度事業報告 P. 2
 - ② 平成28年度土木事業実施箇所及び環境整備状況 P. 3
 - ③ 平成28年度決算並びに基金積立状況報告 P.4～6
 - ④ 平成28年度監査報告 P.6(休憩)
 - ⑦ 評議員推薦及び承認 P.10
 - ⑧ 平成29年度事業計画審議 P. 7
 - ⑨ 平成29年度予算審議 P. 8～9
 - ⑩ その他の件
- 8 書記及び署名人の解任
- 9 議長退席
- 10 役員等紹介 P.10～12
- 11 その他の件
- 12 閉会の辞

平成28年度事業報告

実 施 日	曜	事 業 内 容	対 象
平成28年4月3日	日	区定期総会	区役員・代議員
4月10日	日	地祇神社春祭り	氏子・全区民
4月21日	木	東コミ運営委員会総会	東コミ運営委員
5月8日	日	隣組長・役員懇親グラウンドゴルフ大会	組長、区役員、各団体
5月17日	火	東コミ親睦会	東コミ運営委員
5月15日	日	春の区内一斉清掃	全区民
6月12日	日	隣組対抗グラウンドゴルフ大会	全区民
7月3日	日	七夕祭り	全区民
7月10日	日	地祇神社夏祭り	氏子・全区民
7月23日	土	納涼まつり	全区民
8月7日	日	映画会	全区民
9月10日	土	お月見会	全区民
9月19日	祝	敬老会	77才以上、区役員、各団体
9月24日	土	山城まつり	全区民
9月25日	日	大野城大文字まつり	全区民
10月6日	木	中間決算及び監査	執行部、監査員
10月10日	祝	東地区レクスポ祭	全区民
10月23日	日	区大運動会	全区民
11月6日	日	秋の区内一斉清掃	全区民
11月13日～18日	日～金	釜蓋文化祭(展示作品のみ)	全区民
11月20日	日	東コミ文化祭	全区民
11月21日	月	東地区番茶の会	対象者、福祉部
12月11日	日	クリスマス会	全区民
12月18日	日	もちつき会	全区民
12月28日～30日	水～金	消防団夜警	消防団(第2分団)
1月8日	日	ほんげんぎょう	全区民
1月9日	祝	大野城市成人式	区内対象者:34名
2月18日	土	東コミ合同研修会	東コミ運営委員会
3月1日～6日	水～月	各部の決算及び監査	各部長、会計、執行部
3月12日	日	東地区総合避難訓練	全区民
3月16日	木	期末決算及び監査	執行部、監査員
3月25日	土	新隣組長会議(第1回)	新隣組長、執行部

隣組長会 毎月第一土曜日 PM6:30～
 運営委員会 毎月第二土曜日 PM7:00～

平成28年度土木事業実施等箇所及び環境整備状況

	申請年月	工事内容	工事箇所	要望理由	進捗状況
1	H. 24. 06	信号機の設置	大城3-24～25	自動車の通行量も増え 安全確保が難しいため	継続
2	H. 26. 02	信号機の設置	御笠川6-4-1	交通量が多く 事故も発生している	継続
3	H. 27. 06	一旦停止の移設	大城4-2～3	該当交差点から離れているため 標示が分かりにくい	継続
4	H. 27. 06	一旦停止の白線の設置	大城4-2～3	自動車の通行量が増え 交通事故が発生しやすい	継続
5	H. 27. 08	道路の整備	大城3-39-4～5	勾配が滑らかではないので 左折の時に膨らみ危険	継続
6	H. 27. 08	側溝の整備	御笠川6-11-12	側溝が深くなっているため 勾配を緩やかにして危険防止	継続
7	H. 28. 05	路面の改修	大城5-8-7の北側	インターロッキングのため 生える雑草の処理が困難	完了
8	H. 28. 07	カーブミラーの新設	大城3-13	見通しが悪い 幹線道路に出るとき危険	完了
9	H. 28. 12	道路の拡幅	大城4-14～15	生活道路が狭隘で 車両通行に支障がある	新規
10	H. 28. 12	側溝の整備	大城4-24-6～17	U字側溝が深いので危険である	新規
11	H. 28. 12	道路の整備	大城3-38と40の間	勾配が滑らかではないので 左折の時に膨らみ危険	新規
12	H. 29. 03	道路の改修	大城1-24	交通量が増加したため 騒音と震動が激しくなってきた	新規

公民館改装工事関連

13					
----	--	--	--	--	--

その他

14	都度	防犯灯の電球切れ	区内全域	電球の交換(5箇所)	
----	----	----------	------	------------	--

平成28年度 釜蓋区決算報告

単位:円

収入の部			28年度予算額	28年度決算額	比較	摘要
1	繰越金		823,519	823,519	-	
2	区費	月切区費	7,200,000	7,426,340	226,340	
		事業所区費	1,000,000	963,600	-36,400	
3	公民館指定管理者交付金	公民館活動促進事業	270,000	270,000	-	
		公民館長活動費	877,200	877,200	-	
		副公民館長活動費	390,760	390,760	-	
		労働保険料	-	9,994	9,994	
		公民館長・副館長旅費管理活動費	80,600	80,600	-	
		公民館開館運営促進事業	1,000,000	1,000,000	-	
		公民館・集会所維持管理事業	251,981	251,981	-	
		公民館管理事業	182,064	182,064	-	
	老人いこいの家指定管理者交付金		72,000	72,000	-	
	統合補助金	環境美化推進事業	115,000	115,000	-	
		公園清掃推進事業	10,000	10,000	-	
		区事務推進事業	252,000	252,000	-	
		組活動支援事業	214,500	214,500	-	
		地域福祉推進事業	50,000	50,000	-	
敬老の日記念行事推進事業		429,000	429,000	-		
地域ごみ減量・分別事業補助金		39,000	39,000	-		
4	地域福祉活動費		227,800	247,908	20,108	
5	共同募金配分金		22,626	22,806	180	
6	公民館使用料		350,000	386,340	36,340	
7	雑収入		700,000	826,465	126,465	
	合 計		14,558,050	14,941,077	383,027	

平成28年度 釜蓋区決算報告

単位:円

支出の部			28年度予算額	28年度決算額	比較	摘要
1	会議費	総会費	100,000	92,257	7,743	
		会議費	150,000	68,783	81,217	開催回数減
		懇談会	200,000	200,913	-913	
		送迎会	200,000	175,820	24,180	
		研修会費	100,000	91,492	8,508	
2	環境費	区内一斉清掃	300,000	269,280	30,720	夏・秋 2回実施
		環境美化活動費	100,000	59,437	40,563	公園清掃 2回実施
3	負担金	コミュニティ運営委員会	70,000	65,000	5,000	
		区長・副区長会	80,600	81,500	-900	
		消防団	200,000	200,000	-	
		水利組合	300,000	300,000	-	
		その他	120,000	89,400	30,600	
4	活動助成金	育成部	450,000	450,000	-	
		シニア部	200,000	200,000	-	
		体育部	870,000	870,000	-	
		婦人部	140,000	140,000	-	
		福祉部	500,000	500,000	-	
		文化部	340,000	340,000	-	
		食進部	200,000	200,000	-	
		文庫部	160,000	160,000	-	
5	公民館事業費	隣組長・役員懇親GG	120,000	133,917	-13,917	
		隣組対抗GG大会	50,000	20,730	29,270	
		納涼まつり	400,000	406,441	-6,441	
		敬老会	450,000	361,548	88,452	式典及びお祝品
		大運動会	60,000	63,430	-3,430	
		ほんげんぎょう	30,000	27,311	2,689	
		成人の日	50,000	37,454	12,546	お祝品
		東コミ活動費	200,000	193,696	6,304	
		その他活動費	80,000	78,938	1,062	クリスマス会・もちつき補助
6	公民館管理費	光熱費	1,050,000	958,803	91,197	
		修繕費	20,000	5,508	14,492	
		電話料	160,000	154,457	5,543	
		リース料	620,000	564,376	55,624	複写機・足拭きマット
		設備点検費	100,000	106,488	-6,488	
		清掃費	20,000	10,000	10,000	
7	老人いこいの家管理費	72,000	72,000	-		
8	各種手当	館長副館長活動費	1,267,960	1,267,960	-	
		区役員手当	760,000	740,000	20,000	三役・相談役・評議員・監査員
		部長・副部長手当	320,000	320,000	-	
		隣組長手当	330,000	330,000	-	
		市委任役員手当	90,000	90,000	-	
		事務員手当	1,200,000	1,200,000	-	
		管理人手当	600,000	600,000	-	
		集金・配布手数料	120,000	113,140	6,860	
9	事務費	消耗品費	200,000	191,993	8,007	
		備品費	150,000	116,626	33,374	掃除機・電子レンジ
10	渉外費	65,000	60,000	5,000		
11	防犯対策費	33,000	33,000	-		
12	金積立	災害設備基金	300,000	300,000	-	
		事務員退職引当金	30,000	30,000	-	
13	雑費	50,000	63,860	-13,860	労働保険料	
14	予備費	479,490	637,980	-158,490	事業所用ゴミ袋・倉庫基礎工事	
15	防災訓練費	300,000	322,942	-22,942	総合避難訓練	
合 計			14,558,050	14,166,480	391,570	

1、収 支 決 算

平成29年3月14日現在

総 収 入	14,941,077
総 支 出	14,166,480
残 高	774,597

2、預 金 残 高

金 融 機 関 名	金 額
J A 筑 紫	677,998
現 金	96,599
合 計	774,597

3. 積 立 金

(1) 事務員退職引当金(JA筑紫)

	科 目	収 入	支 出	残 高	備 考
	前 期 繰 越 金	350,595		350,595	
8月	貯 金 利 息	18		350,613	
2月	貯 金 利 息	15		350,628	
3月	退 職 引 当 金	30,000		380,628	

(2) 災害・設備基金(JA筑紫)

	科 目	収 入	支 出	残 高	備 考
	前 期 繰 越 金	3,885,851		3,885,851	
8月	貯 金 利 息	200		3,886,051	
2月	貯 金 利 息	164		3,886,215	
3月	災 害 ・ 設 備 基 金	300,000		4,186,215	

平成29年3月16日

決算監査の結果、上記の通り相違ありません。

監 査 員 久保山 篤士



監 査 員 岡本 政春



平成29年度主な事業計画

実 施 日	曜	事 業 内 容	対 象
平成29年4月2日	日	区定期総会	区役員・代議員
4月9日	日	地祿神社春祭り	氏子・全区民
4月20日	木	東コミ運営委員会総会	東コミ運営委員
5月14日	日	隣組長・役員懇親グラウンドゴルフ大会	組長、区役員、各団体
5月16日	火	東コミ親睦会	東コミ運営委員
6月4日	日	春の区内一斉清掃	全区民
6月11日	日	隣組対抗グラウンドゴルフ大会	全区民
7月2日	日	七夕祭り	全区民
7月9日	日	地祿神社夏祭り	氏子・全区民
7月22日	土	納涼まつり	全区民
9月9日	土	お月見会	全区民
9月18日	祝	敬老会	77才以上、区役員、各団体
9月23日	土	山城まつり	全区民
9月24日	日	大野城大文字まつり	全区民
10月6日	金	中間決算及び監査	執行部、監査員
10月9日	祝	東地区レクスポ祭	全区民
10月22日	日	区大運動会	全区民
11月5日	日	秋の区内一斉清掃	全区民
11月12日～17日	日～金	釜蓋文化祭	全区民
11月19日	日	東コミ文化祭	全区民
11月20日	月	東地区番茶の会	対象者、福祉部
12月10日	日	クリスマス会	全区民
12月17日	日	もちつき会	全区民
12月28～30日	木～土	消防団夜警	消防団(第2分団)
1月7日	日	ほんげんぎょう	全区民
1月8日	祝	大野城市成人式	区内対象者
2月17日	土	東コミ合同研修会	東コミ運営委員会
3月1日～5日	木～月	各部の決算及び監査	各部長、会計、執行部
3月4日	日	自主防災訓練	全区民
3月15日	木	期末決算及び監査	執行部、監査員
3月24日	土	新組長会議(第1回)	執行部、新組長

隣組長会 毎月第一土曜日 PM6:30～
 運営委員会 毎月第二土曜日 PM7:00～

平成29年度 釜蓋区予算

単位:円

収入の部			29年度予算額	28年度決算額	比較	摘要
1	繰越金		774,597	823,519	-48,922	
2	区費	月切区費	7,400,000	7,426,340	-26,340	
		事業所区費	1,000,000	963,600	36,400	
3	公民館指定管理者交付金	公民館活動促進事業	270,000	270,000	-	
		公民館長活動費	877,200	877,200	-	
		副公民館長活動費	414,680	390,760	23,920	
		公民館職員災害補償掛金	16,000	9,994	6,006	
		公民館長・副館長旅費管理活動費	80,600	80,600	-	
		公民館開館運営促進事業	1,000,000	1,000,000	-	
		公民館・集会所維持管理事業	251,981	251,981	-	
		公民館管理事業	182,064	182,064	-	
	老人いこいの家指定管理者交付金		72,000	72,000	-	
	統合補助金	環境美化推進事業	115,000	115,000	-	
		公園清掃推進事業	10,000	10,000	-	
		区事務推進事業	306,000	252,000	54,000	
		組活動支援事業	214,500	214,500	-	
		地域福祉推進事業	50,000	50,000	-	
敬老の日記念行事推進事業		468,000	429,000	39,000		
地域ごみ減量・分別事業補助金		39,000	39,000	-		
4	地域福祉活動費		230,000	247,908	-17,908	
5	共同募金配分金		22,000	22,806	-806	
6	公民館使用料		350,000	386,340	-36,340	
7	雑収入		700,000	826,465	-126,465	
合 計			14,843,622	14,941,077	-97,455	

平成29年度 釜蓋区予算

単位:円

支出の部			29年度予算額	28年度決算額	比較	摘 要
1	会議費	総会費	100,000	92,257	7,743	
		会議費	150,000	68,783	81,217	
		懇談会	200,000	200,913	-913	
		送迎会	-	175,820	-175,820	
		研修会費	100,000	91,492	8,508	
2	環境費	区内一斉清掃	300,000	269,280	30,720	
		環境美化活動費	100,000	59,437	40,563	
3	負担金	コミュニティ運営委員会	70,000	65,000	5,000	
		区長・副区長会	80,600	81,500	-900	
		消防団	200,000	200,000	-	
		水利組合	300,000	300,000	-	
		その他	120,000	89,400	30,600	
4	活動助成金	育成部	450,000	450,000	-	
		シニア部	200,000	200,000	-	
		体育部	870,000	870,000	-	
		婦人部	140,000	140,000	-	
		福祉部	500,000	500,000	-	
		文化部	340,000	340,000	-	
		食進部	200,000	200,000	-	
		文庫部	160,000	160,000	-	
5	公民館事業費	隣組長・役員懇親GG	140,000	133,917	6,083	
		隣組対抗GG大会	50,000	20,730	29,270	
		納涼まつり	400,000	406,441	-6,441	
		敬老会	450,000	361,548	88,452	
		大運動会	60,000	63,430	-3,430	
		ほんげんぎょう	50,000	27,311	22,689	
		成人の日	50,000	37,454	12,546	
		東コミ活動費	270,000	193,696	76,304	
		その他活動費	100,000	78,938	21,062	
6	公民館管理維持費	光熱費	1,050,000	958,803	91,197	
		修繕費	20,000	5,508	14,492	
		電話料	160,000	154,457	5,543	
		リース料	620,000	564,376	55,624	
		設備点検費	100,000	106,488	-6,488	
		清掃費	20,000	10,000	10,000	
7	老人いこいの家管理費		72,000	72,000	-	
8	各種手当	館長副館長活動費	1,291,880	1,267,960	23,920	
		区役員手当	760,000	740,000	20,000	
		部長・副部長手当	320,000	320,000	-	
		隣組長手当	330,000	330,000	-	
		市委任役員手当	90,000	90,000	-	
		事務員手当	1,200,000	1,200,000	-	
		管理人手当	600,000	600,000	-	
9	事務費	集金・配布手数料	120,000	113,140	6,860	
		消耗品費	200,000	191,993	8,007	
10	渉外費	備品費	150,000	116,626	33,374	
10	渉外費		65,000	60,000	5,000	
11	防犯対策費		33,000	33,000	-	
12	積立金	災害設備基金	300,000	300,000	-	
		事務員退職引当金	30,000	30,000	-	
13	雑費		70,000	63,860	6,140	
14	予備費		741,142	637,980	103,162	
15	防災訓練費		350,000	322,942	27,058	
合 計			14,843,622	14,166,480	677,142	

平成 29 年 度 役 員 名 簿

役職名		氏 名	備 考
区 長		大 石 剛 毅	
副 区 長		淵 江 孝 男	
会 計		神 崎 三樹子	
シニア 部	部長	河 本 秀 明	
	副	金 丸 清	新 規
文化部	部長	西 村 孝 一	
	副	神 崎 裕 一	新 規
体育部	部長	野 中 康 志	新 規
	副	由 富 純	新 規
育成部	部長	江 口 亮	新 規
	副	大場 健一郎	新 規
婦人部	部長	石 丸 礼 子	
	副	上 野 美 幸	新 規
福祉部	部長	末 永 英 明	新 規
	副	脇 坂 ちづ子	新 規
食進部	部長	永 田 貴美子	新 規
	副	立 野 雅 子	新 規
文庫部	部長	五 島 弘 和	
	副	安 藤 ゆ り	

平成29年度相談役・評議員・監査員

役 職 名	氏 名	備 考
相 談 役	吉 原 弘 之	
評 議 員	岩 瀬 裕 行	
評 議 員	藤 田 一 行	
評 議 員	永 野 義 人	
評 議 員	末 永 英 明	新 規
監 査 員	久保山 篤 士	
監 査 員	岡 本 政 春	

平成29年度隣組長名簿(役員)

(福祉協力員)

組 名	氏 名		備考
1 組	中村 順一	なかむら じゅんいち	
2 組	寺田 圭佑	てらだ けいすけ	
3-1 組	諸岡 之増	もろおか ゆきます	
	河原 親雄	かわはら ちかお	
3-2 組	加藤 哲朗	かとう てつお	
4-1 組	中野 洋行	なかの ひろゆき	
4-2 組	倉重 務	くらしげ つとむ	
4-3 組	宮崎 基興	みやざき もとおき	
5 組	内田 始	うちだ はじめ	
6-1 組	大住 亮一	おおずみ りょういち	
6-2 組	藤林 賢一	ふじばやし けんいち	前期
	荒木 文次	あらき ぶんじ	後期
7 組	北原 美紀	きたはら みき	
8 組			
9-1 組	岩元 義弘	いわもと よしひろ	
9-2 組	小川 義弘	おがわ よしひろ	前期
	和田 洋一	わだ よういち	後期
10 組	熊丸 克実	くままる かつみ	
11 組	川尻 光男	かわじり みつお	
12-1 組	水摩 光伸	みずま みつのぶ	
12-2 組	二宮 豊美	にのみや とよみ	
13 組	藤家 和子	ふじいえ かずこ	
14 組	森山 剛	もりやま つよし	
15 組	深田 美保	ふかだ みほ	
16 組	松本 陽一	まつもと よういち	
17-1 組	井上 良介	いのうえ りょうすけ	
17-2 組	馬場 寿一	ばば としかず	
18 組	花田 吉弘	はなだ よしひろ	
19-1 組	岡本 宏子	おかもと ひろこ	
19-2 組	溝部 智之	みぞべ ともゆき	
19-3 組	都留 和枝	つる かずえ	
20-1 組	谷 利治	たに としはる	
20-2 組	渡邊 篤史	わたなべ あつし	前期
	内野 正義	うちの たかのり	後期
21 組	佐田 伸二	さだ しんじ	
22 組	坂西 聡	さかにし さとし	
23 組	堀 和典	ほり かずのり	
24 組	矢野 真弓	やの まゆみ	

※この名簿は区の活動推進に用います。

平成29年度福祉部推進委員

隣 組	役 職 名	氏 名
9-1 組	部長	末 永 英 明
1 組	副部長(会計)	脇 坂 ちづ子
19-1 組	推進委員	岡 本 喜美代
4-3 組	〃	渕 江 照 代
20-1 組	〃	古 庄 静 香
20-1 組	〃	嶋 澄 子
16 組	〃	宮 本 志眞代
16 組	〃	平川 富士郎
3-1 組	民生・児童委員	竹 下 薫
9-2 組	〃	熊 本 秀 子
12-1 組	〃	末 永 玲 子
3-1 組	〃	田 村 嘉 実

平成29年度 国、福岡県、市から委任を受けて活躍している方々

役 職 名	氏 名	備 考
民生・児童 委員	竹 下 薫	兼区福祉
〃	熊 本 秀 子	同
〃	末 永 玲 子	新規 同
〃	田 村 嘉 実	新規 同
少年補導員	永 野 明	
少年相談員	尾 石 孔 重	
人権擁護委員	石 丸 礼 子	
市スポーツ推進委員	藤 本 道 也	

釜 蓋 区 規 約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所の位置)

第 1 条 本区は、釜蓋区と称し、事務所を釜蓋区公民館内に置く。

(目的)

第 2 条 本区は、区民相互の親睦と生活向上並びに福祉の増進を図り、明るく住みよい生活環境をつくり、もって区及び市の発展に寄与する事を目的とする。

(構成)

第 3 条 本区は、釜蓋区に居住する住民をもって構成し、組制を設ける。

第 2 章 事 業

(事業)

第 4 条 本区は、第 2 条にあげる目的達成のため、次の事業を行う。

1. 市及び公的機関からの依頼事項の実施と伝達に関する事。
2. 住民の福祉の増進と環境衛生の改善及び災害防止などに関する事。
3. 公民館事業に関する事。
4. その他、必要と認められる事。

第 3 章 役員及び事務管理者等

(役員及び事務管理者)

第 5 条 本区に、区長、副区長、会計、組長、各部長の役員を置く。

その選出方法及び任務、任期は次のとおりとする。

1. 執行部（区長、副区長、会計）の選出は、選考委員会で 1 月末までに選出し、総会の承認を得るものとする。
但し選考委員会は、現執行部、組長代表 5 名、相談役及び評議員で組織する。但し、組長代表は、各組長互選し区に報告する。部長に関しては公民館規約に準ずる。
2. 相談役、評議員、監査員、事務管理者は新執行部で推薦する。
但し、前区長と現水利組合長又は水利の精通者 1 名は評議員の構成員とする。

3、任務及び任期

区 分	職 名	任 務	定 数	任 期	選出方法
役 員	執 行 部	区長 公民館長	1 名	2年再任を 妨げない	5条1項
		副区長 副公民館長	1 名	同 上	同 上
	会 計	区の会計事務を掌る。	1 名	同 上	同 上
		組 長	1組につき 1 名	1年再任を 妨げない	組内で決定し 総会に報告する
	各部長	釜蓋公民館規約第8条のとおり。			釜蓋公民館規約 7条1項
		相 談 役	1 名	2年再任を 妨げない	5条2項
	評 議 員	区の諮問事項に対して、意見をまとめて答申する。	4～6名		
	監 査 員	区の会計を監査する。	2 名		
	事務管理者	区及び公民館事務を補佐し、回覧文書などの配布を行う。	1 名		同 上

(役員の補充)

第6条 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。 但し、後任者は前任者の残任期間とする。

第4章 運 営

(運営費)

第7条 本区の事業に必要な経費は、区費、公民館使用料、市補助金及び交付金、寄付金等をもってあてる。

(区費等)

第8条 本区の区費の金額は、次のとおりとし、改正する必要がある場合には総会で定める。

1. 世帯割 1世帯当たり1ヶ月500円とする。
2. 事業所 1事業所当たり1,000円/月以上を基準とする。
3. 公民館使用料 公民館使用規程による。

(区外区費)

第9条 削除

第5章 区民の権利と義務

(区民の権利)

第10条 本区の住民は、事業運営によって生じる利益を平等に受けることができる。

(区民の義務)

第11条 本区の住民は、世帯毎に区費を収めるものとする。但し、区長が認めた世帯に対しては減免する事ができる。

2. 本区の住民は、区の行事に積極的に参加するものとする。

第6章 会 議

(会議)

第12条 会議及び審議事項等は、次のとおりとし区長が招集する。

1. 区長は、執行部会、役員会及び評議員会の半数以上の要求があればそれぞれの会議を招集しなければならない。
2. 総会、評議員会の議長は、出席者の中から選出し、その他の会議の議長は区長とする。
3. 議長は、書記及び署名員2名を指名するものとする。
4. 代議員は、区新旧役員、相談役、評議員及び監査員をもって構成する。

5、総会を召集する場合は、日時、目的及び場所を記載した書面を各代議員に配布しなければならない。

区 分		時 期	審 議 事 項	成 立	表 決	その他
総 会	通 常	毎年4月	1. 決算、予算 2. 事業報告、事業計画 3. 区長、副区長、会計の決定 4. 相談役、評議員、及び監査員の決定 5. 規約の改廃 6. 区費の金額の決定 7. 役員等の報酬の決定 8. 公民館事業 9. その他	代議員の 3分の2 以上の 委任状を 含む出席	出席者の 過半数で 決し可否	組員の総意により 代議員の選出
	臨 時	役員会に おいて必要 と認めた時	役員会において必要と認めた事項			
執 行 部 会		区長が必要 と認めた時	区長が必要と認めた事項	過半数の 出席	同数の時 は議長が 決める	執行部員の他区長 が必要と認めた者
役員会		原則として 毎月1回	1. 区長、副区長、会計の承認 2. 役員等の報酬の承認 3. 各部会の運営と行事の執行 4. 補正予算の承認 5. その他必要な事項			役員、その他区長 が必要と認めた者
評議員会			1. 区長、副区長、会計の推薦 2. 役員等の報酬案の作成 3. その他、区長の諮問事項			相談役及び評議 員その他区長が必 要と認めた者

(議事録)

第13条 書記は、それぞれの会議の議事録を作成し、会議の年月日、出席人数及び会議の概要を記載しておかなければならない。

2. 議事録には、署名人2名及び議長が署名し事務所に保管する。

第7章 会計及び監査

(事業年度)

第14条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資金の管理)

第15条 運営費は、金融機関への預金、その他最も安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

(決算)

第16条 区長は、9月と3月末現在で次の書類を作成し、監査を受けた後、総会の承認を得て、事務所に保管しなければならない。

1. 事業報告書
2. 会計に関する書類

(監査)

第17条 監査員は、前条の書類により会計を監査し、意見を付して区長に提出しなければならない。

第8章 雑 則

(委任)

第18条 この契約及び次に定めるもののほか、必要な事項は区長が役員会に諮って別に定めることができる。

1. 区内の伝染病及び火災などが発生した場合、当日の雑費は区5、本人5の割合で負担するものとする。
2. 区役賃金は1日6,000円とする。

(慶弔)

第19条 役員等が死亡した場合は、区長が執行部に諮り弔慰金又は献花を贈ることができる。

1. 現役執行部員が死亡したとき。
2. 過去に執行部員を経験し、区に貢献があった者が死亡したとき。
3. 永年、区の運営に特別の貢献があった功労者に、賞を贈り讃えることができる。

(福祉)

第20条 区民の福祉増進を図るため、福祉推進委員会を設ける。

2 福祉委員会の組織運営については別に定める。

(個人情報)

第21条 本区が取得した個人情報の取扱いは、「釜蓋区個人情報取扱要領」による。

付 則

この規約は、交付の日から施行し昭和61年4月1日から適用する。

平成5年4月11日 第8条一部改正 第12条4項追加 第18条3項一部改正
第19条追加

平成6年4月3日 第5条2項追加 第12条5項一部改正 第20条追加

平成8年4月7日 公民分館は公民館とする 第5条2項3項4項一部改正
第9条削除

平成10年4月5日 第5条3項4項一部改正

平成11年4月4日 第19条4項追加 第18条2項一部削除 第5条文面一部改正

平成12年4月9日 第5条2項一部改正

平成19年4月9日 第11条の2項追加

平成25年4月7日 第5条1～3項、第7条、第8条2項、第11条、第12条5項
第19条1項及び3～4項一部改正、第19条2項削除、第21条追加

釜蓋区公民館規約

昭和61年4月1日

(名称と所在地)

第1条 本館は、釜蓋区公民館と称し、事務所を大野城市大城4丁目9番5号に置く。

(目的)

第2条 本館は、釜蓋区に居住する住民のため、区規約第2条の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本館は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 各種の講座学級及びサークル活動に関する事。
2. 講習会・講演会等の開催に関する事。
3. 体育・レクリエーション等に関する事。
4. 各種の機関団体との連絡に関する事。
5. 施設の区民集会、その他公共利用に関する事。
6. 市との連絡、並びに相互協力に関する事。
7. その他、規約第2条の目的達成に必要と認められる事。

(運営費)

第4条 本館の運営費は、区の総会の承認を得た公民館費をもってあてる。

(役員及び事務員等)

第5条 本館の役員及び事務員等は、区規約第5条の規程による。

(部の設置)

第6条 本館の事業執行のため次の部を設ける。

- | | | | |
|-------|--------|-----------------|--------------|
| 1、文化部 | 2、シニア部 | 3、婦人部 | 4、育成部(子供育成会) |
| 5、体育部 | 6、福祉部 | 7、食進部(食生活改善推進会) | |
| 8、文庫部 | | | |

(部の構成)

第7条 前条の部に部長1名、副部長1名、部員若干名を置く。

1. 部長は、各部内で互選し、部長と部員が分担して事業の執行にあたる。
2. 公民館長は、必要に応じ部の専門部員を委嘱することができる。

(各部の任務)

第8条 各部の任務は次のとおりとする。

部	任 務
文 化 部	1、講習会、講演会等の指導者要請に関する事。
	2、文化祭、コミュニティづくりに関する事。
	3、その他、区民の教養に関する事。
シニア部	1、高齢者学級に関する事。
	2、その他、高齢者対策に関する事。
婦 人 部	1、婦人部の育成に関する事。
	2、婦人部学級、講座に関する事。
	3、その他、婦人教育に関する事。
育 成 部 (子供会育成会)	1、子供会の育成に関する事。
	2、その他、少年教育に関する事。
体 育 部	1、体育、レクリエーション等の行事に関する事。
	2、体育、レクリエーション、サークル、グループ等の育成に関する事。
	3、その他、体育、レクリエーションに関する事。
福 祉 部	1、講習会、講演会等の指導者要請に関する事。
	2、区民の福祉増進に関する事。
	3、その他、福祉教育に関する事。
食 進 部 (食生活改善推進会)	1、健康、栄養に関する知識の向上。
	2、食生活改善の普及徹底と知識の向上。
	3、食生活改善の実践活動。
文 庫 部	1、親子読書会による子供達の情操教育。
	2、伝承行事(しめなわ作り)等の体験。
	3、文庫図書の整理整頓、新刊購入。

(運営委員会)

第9条 本館に運営委員会を設ける。

1. 運営委員会は、公民館長の諮問に応じ、事業並びに運営の方針について建議する。

(運営委員会の委員)

第10条 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から館長が委嘱する。

1. 執行部、各部長、副部長。

2. その他館長が、必要と認める者。

(運営委員会委員の任期)

第11条 運営委員会委員は2年とする。但し、母体の役員改選によりその任を解かれたときは、後任者は前任者の残任期間とする。

(公民館の使用)

第12条 本館の使用に関しては別に定める。

(管理人の任務)

第13条1. 管理人の任務は、館長が推薦し執行部会で決定する。

2. 管理人の行為が、不相当と認められるときは、執行部の承認を得て解任することができる。
3. 管理人は公民館に居住しなければならない。
4. 管理人の手当については、総会において決定する。
5. 管理人は、常に建物内外の清掃につとめ、特に、火災、盗難に注意し、什器備品等の保全につとめなければならない。
6. 管理人が外泊する時は、館長に申し出て許可を受けなければならない。
7. 管理人は、接待等について館長の要請があるときは、これに応じなければならない。
8. 管理人は、区の事務員を兼ねることができる。

(規約の改廃)

第14条 本規約の改廃は、総会の承認を得て決定する。

付 則

1. この規約は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
2. 平成8年4月1日より公民分館は公民館とする。

平成11年4月4日	第6条一部改正
平成21年4月5日	第6条、第8条一部改正
平成23年4月3日	第6条、第8条一部改正
平成25年4月7日	第7条、第10条一部改正

釜蓋公民館使用規程

昭和63年4月10日

(趣 旨)

第1条 この規程は、公民館の使用及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 使用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。火曜日、祝日、第3日曜日は休館、8月13日～8月16日、12月29日～1月5日までは、休館日とする。

但し、館長の承認を得て使用することができる。又、休館日に公民館を使用した場合は振替休館日を設ける。

(使用時間)

第3条 使用時間は、次表に定めるとおりとする。

期 間	使 用 時 間	備 考
4月～3月	9:00 ～ 21:00	

止むを得ない事情がある場合は、館長の承認を得て使用時間の開始を早め、又はこれを延長することができる。

(使用の対象)

第4条 使用料徴収の対象となる箇所及び備品類は、次のとおりとする。

1階調理室、保育室、2階大会議室、和室、第1学習室、第2学習室
別表に定める備品類

(使用手続)

第5条 前条の箇所、備品類を使用しようとするものは、別に定める申込書により館長の許可を受けなければならない。

(使用料及び納付方法)

第6条 使用料は、別表釜蓋区公民館使用料金表の定めるところによる。

1. 使用料は、前納しなければならない。

納付された使用料は、使用者が前々日までに使用とりやめを申し出たとき及び、館長が特に還付の必要を認めた時以外は還付しない。

(使用料の減免)

第7条 使用料の減免及びその対象となる者は、次のとおりとする。

1. 全額免除

- ア、区の執行部が使用するとき。
- イ、区の行事として使用するとき。
- ウ、区の主催する講座・講演、その他これに類する集会で、公益に資すると館長が認めたとき。
- エ、市又は教育委員会が、行政上の必要により使用するとき。
- オ、区が認めた各部及び隣組が使用するとき。
- カ、水利、農事関係が使用するとき。
- キ、区民が構成する各種団体が使用するとき。(ただし、室使用料のみ)

2. 半額免除

- ア、区が、行政上必要又特別な理由があると認めたとき。
- イ、その他、館長が必要と認めたとき。

(使用の順位)

第8条 公民館の使用順位は、原則として次のとおりとする。

- 1. 区執行部、区行事、学習、講座、講演及び区が主催するもの。
- 2. 市又は教育委員会。
- 3. 各部及び隣組の集会。
- 4. 区民が構成する各種団体。
- 5. その他。

(使用の制限)

第9条 館長は、次の各号に該当する場合は、使用を許可せず又は許可を取り消し、使用を中止させることができる。

- 1. 公民館の運営に支障があると認めたとき。
- 2. 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認めたとき。
- 3. 建物又は付属設備を滅失し、又は破損する恐れがあると認めたとき。
- 4. 第12条に違反したとき。

(目的以外の使用)

第10条 使用許可を受けたものは、許可を受けた目的以外に使用したり、又は権利を譲渡、若しくは転貸してはならない。

(補 償)

第11条 使用中の建物又は付属設備等を滅失したり、又は破損したときは、使用者はその損害を速やかに補償しなければならない。

(厳守事項)

第12条 使用者は、次の各号を厳守しなければならない。

1. 使用許可を受けた者は、使用にあたり副公民館長又は管理人の指示を受けること。
2. 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むこと。
3. 使用者が、特別の設備又は現状を変更しようとするときは、予め館長の許可を受けること。尚使用後は速やかに現状に回復し、副公民館長又は管理人の確認を受けること。
4. 使用時間を厳守すること。
5. 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
6. 各種団体等で使用するときは、代表者又は責任者を設けること。
7. 冷暖房機、調理室等を使用するときは、事前に副公民館長又は管理人に申し出て指示に従うこと。
8. 絵画、習字等のサークル活動により、公民館を汚染する恐れがあるときは、副公民館長又は管理人の指示に従うこと。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、区の役員の承認を得て決定する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

平成6年 4 月 3 日	第 2 条	一部改正
平成8年 4 月 7 日	第 2 条	一部改正
平成 8 年4月 1 日	公民分館は公民館とする	
平成15年4月 6 日	第2条	一部改正
平成18年4月 9 日	第2条・第3条・第6条	一部改正
平成22年4月 4 日	別表 釜蓋公民館使用料	一部改正
平成25年4月 7 日	第3条、第7条1項オ、一部改正、第7条1項キ追加 第7条2項イ削除、第8条 3.4 項、第12条 1.3.7.8 一部改正	

別 表

釜 蓋 公 民 館 使 用 料 金

1、室使用料、冷暖房料金(1時間当り)

室 別	部屋料金	冷暖房料金
大集会室	600円	500円
第1学習室	250円	300円
第2学習室	100円	300円
和 室	400円	300円
調 理 室	400円	300円
保 育 室	250円	300円

2、備品の貸し出し(1日料金)

品名	個数	金額	品名	個数	金額
長机	1 台	100円	テント	1 張	1,000円
椅子	1 脚	50円	座布団	1 枚	50円

3、コピーの使用料金は1枚白黒10円、カラー20円とする。

但し、公的使用の場合は無料とする。

4、事務所内の電話の使用料は、1回10円とする。但し、市内通話にかぎる。

釜蓋公民館管理人服務規程

管理人の任務

1. 管理人は、館長が推薦し執行部の承認で決定する。
2. 管理人が、不在外泊する場合は、館長に申し出て公民館の安全を図ること。
3. 管理人の手当は、総会において決定する。
4. 管理人は、常に建物内外の清掃につとめ、特に、火災、盗難等に注意し、什器、備品等の保全に努めなければならない。
5. 管理人は、館長が会の用務で要請がある場合は、これに応じなければならない。
6. 管理人は、公民館管理責任者であることを理念に服務するのが原則で公民館に常駐する。

釜蓋区個人情報取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本区が保有する個人情報を適正に取り扱うため必要な事項を定め、区民の権利利益を保護することを目的とする。

(区の責務)

第2条 本区は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、区の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(区民への周知)

第3条 この要領は、区の総会資料又は回覧により、区民に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 この要領において、「個人情報」とは、「隣組長よりの届出」、「家族(世帯カード)」等により区が取得した次に掲げる個人に関する情報とする。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- (2) その他、区の活動において必要とする情報で、本人の同意を得て取得したもの

(個人情報の利用)

第5条 個人情報は、次に掲げる目的のため必要な場合のみ利用するものとする。

- (1) 区費の請求及び管理、文書の送付
- (2) 区民の名簿及び地図の作成
- (3) 第7条第1項の規定に基づく第三者への情報の提供

(個人情報の管理)

第6条 個人情報が記載された情報は、区長の責任のもと適正に管理し、夜間等においては、鍵のかかる保管庫等で厳重に保管するものとする。

- 2 個人情報が記載された書類等が不要になったときは、区長立会いのもと、裁断等の適切な方法で、速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の提供)

第7条 次に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を提供先に応じ提供する先を定め、第三者に提供することが出来るものとする。

- (1) 法令、市の条例等に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合であっても、区民本人から個人情報の提供を拒む旨の申出があったときは、提供を行わないものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月9日から施行する。

平成29年度釜蓋区カレンダー

2017年3月21日

⇒休日・祝日・振替休日 ※休・代休⇒公民館休館日

	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1日	土	運営委員会	月		木		土	隣組長会	火	休	金		日	各部監査	水		金		月	休	木		木	各部監査
2日	日	区総会	火	休	金		日	七夕祭り	水		土	隣組長会	月	各部監査	木		土	大城っ子発表会 隣組長会	火	休	金		金	//
3日	月		水	休(憲法記念日)	土	隣組長会	月		木		日		火	休	金	休(文化の日)	日		水	休	土	隣組長会	土	隣組長会
4日	火	休	木	休(みどりの日)	日	区内清掃	火	休	金		月		水	各部監査	土	隣組長会	月		木	休	日	東地区芸能祭	日	自主防災訓練
5日	水		金	休(こどもの日)	月		水		土	隣組長会	火	休	木	各部監査	日	区内清掃	火	休	金	休	月		月	各部監査
6日	木		土		火	休	木		日		水		金	区監査	月		水		土	隣組長会	火	休	火	休
7日	金		日		水		金		月		木		土	隣組長会	火	休	木		日	ほんげんぎょう	水		水	
8日	土		月		木		土	運営委員会	火	休	金		日		水		金		月	成人の日	木		木	
9日	日	地祇神社春祭	火	休	金		日	地祇神社夏祭	水		土	お月見会	月	休(体育の日) レクスボ祭	木		土	運営委員会	火	休	金	運営委員会	金	
10日	月		水		土	運営委員会	月		木		日		火	休	金		日	クリスマス会	水		土	休(建国記念日)	土	運営委員会
11日	火	休	木		日	組対抗GG	火	休	金	休(山の日)	月		水		土	運営委員会 釜蓋区文化祭 清掃予備日	月		木		日		日	
12日	水		金		月		水		土	運営委員会	火	休	木		日		火	休	金		月		月	
13日	木		土		火	休	木		日	休	水		金		月	釜蓋区文化祭	水		土	運営委員会	火	休	火	休
14日	金		日	隣組長会 隣組長GG	水		金		月	休	木		土	運営委員会	火	休	木		日		水		水	
15日	土		月		木		土		火	休	金		日	休 瓦田神社大祭	水	釜蓋区文化祭	金		月		木		木	区監査
16日	日	休	火	休 東コミ親睦会	金		日	休	水	休	土	運営委員会	月		木	釜蓋区文化祭	土		火	休	金		金	
17日	月		水		土		月	休(海の日)	木		日	休	火	休 東コミ親睦会	金	釜蓋区文化祭	日	もちつき会	水		土	東コミ 合同研修会	土	東コミ 青バト交流会
18日	火	休	木		日	休 組対抗GG予備日	火	休	金		月	敬老会	水		土		月		木		日	休	日	休
19日	水		金		月		水		土		火	休	木		日	東コミ文化祭	火	休	金		月		月	休(春分の日)
20日	木	東コミ総会	土	運営委員会	火	休	木		日	休	水		金		月	番茶の会	水		土		火	休	火	休
21日	金		日	休 大野東中運動会	水		金		月		木		土	大城小(フォー クラリー)	火	休	木		日	休	水		水	
22日	土		月		木		土	納涼祭	火	休	金		日	大運動会	水		金		月		木		木	
23日	日		火	休	金		日	納涼祭予備日	水		土	休(秋分の日) 山城まつり	月		木	休(勤労感謝日)	土	休(天皇誕生日)	火	休	金		金	
24日	月		水		土	すこやかカルタ会	月		木		日	大文字まつり	火	休	金		日	休(代休)	水		土		土	新隣組長会
25日	火	休	木		日	清掃予備日	火	休	金		月		水		土		月		木		日		日	
26日	水		金		月		水	公民館学習教室	土		火	休	木		日	休(代休)	火	休	金		月		月	
27日	木		土		火	休	木	//	日		水		金		月		水		土		火	休	火	休
28日	金		日	大城小運動会	水		金	//	月		木		土		火	休	木		日		水		水	
29日	土	休(昭和の日)	月		木		土		火	休	金		日	運動会予備日	水		金	休	月				木	
30日	日		火	休	金		日		水		土		月		木		土	休	火	休			金	
31日			水				月		木				火	休			日	休	水				土	

* 隣組長会議は18:30から、運営委員会は19:00から釜蓋公民館で行います。